

特に検討すべき項目 2

(争点整理手続の在り方, 新たな訴訟手続, 和解に代わる決定)

第 1 争点整理手続の在り方

争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の規律を見直すことについて、どのように考えるか。

【甲案】

現行法における三種類の争点整理手続を一種類の争点整理手続（以下「新たな争点整理手続」という。）に統合することとし、その具体的な規律を以下のとおりとする。

1 新たな争点整理手続の開始

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を新たな争点整理手続に付することができる。

2 新たな争点整理手続の期日

(1) 新たな争点整理手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、新たな争点整理手続の期日を指定せずにこれを行うことができる。

(2) 裁判所は、新たな争点整理手続を公開し、又は(1)の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

(3) 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、新たな争点整理手続の期日外において、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

3 音声の送受信による通話の方法による新たな争点整理手続

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、新たな争点整理手続の期日における手続又は上記 2(3)の協議を行うことができる。

(2) (1)の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭

したものとなす。

4 新たな争点整理手続における訴訟行為等

- (1) 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。
- (2) 裁判所は、新たな争点整理手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。
- (3) 法第148条から第151条まで〈裁判長の訴訟指揮権・釈明権、これらに対する異議、釈明処分〉、第152条第1項〈口頭弁論の分離・併合〉、第153条から第159条まで〈口頭弁論の再開、通訳、弁論能力を欠く者に対する措置、攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下、陳述の擬制、自白の擬制〉及び第162条〈準備書面の提出期間〉の規定は、新たな争点整理手続について準用する。

5 受命裁判官による新たな争点整理手続

- (1) 裁判所は、受命裁判官に新たな争点整理手続を行わせることができる。
- (2) 新たな争点整理手続を受命裁判官が行う場合には、2から4までの裁判所及び裁判長の職務（4(2)の裁判を除く。）は、その裁判官が行う。ただし、4(3)において準用する法第150条の規定による異議についての裁判及び法第157条の2の規定による却下についての裁判は、受訴裁判所がする。
- (3) 新たな争点整理手続を行う受命裁判官は、法第186条の規定による調査の嘱託、鑑定嘱託、文書（法第231条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（法第229条第2項及び第231条に規定する物件を含む。）の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

6 証明すべき事実の確認

- (1) 裁判所は、新たな争点整理手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。ただし、新たな争点整理手続の全てを2(1)の期日を指定せずに行った場合には、裁判所は、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。
- (2) 裁判長は、相当と認めるときは、新たな争点整理手続を終結するに当たり、当事者に新たな争点整理手続における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

7 当事者の不出頭等による終結

当事者が期日に出頭せず、又は法第162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、新たな

争点整理手続を終結することができる。

8 新たな争点整理手続に付する裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、新たな争点整理手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

9 新たな争点整理手続の結果の陳述

当事者は、口頭弁論において、新たな争点整理手続の結果を陳述しなければならない。ただし、新たな争点整理手続の全てを2(1)の期日を指定せずに行った場合は、この限りでない。

10 新たな争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出

(1) 新たな争点整理手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、新たな争点整理手続の終結前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

(2) (1)の規定は、新たな争点整理手続の全てを2(1)の期日を指定せずに行った場合には適用しない。この場合において、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、6(2)の書面に記載した事項の陳述がされ、又は6(1)の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

【乙案】

現行法における三種類の争点整理手続のうち、準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止し、弁論準備手続のみを存置する。

【丙案】

三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持する。

(説明)

1 第3回会議における議論の概要

民事裁判手続のIT化に伴う争点整理手続の規律の見直しについては、第3回会議において議論がされたところ、これに付随する論点として、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を見直し、一つの争点整理手続に統合することの当否について議論がされた(部会資料5第2(後注)参照)。

会議では、争点整理手続の一本化に積極的な意見が多かったが、争点整理手続の一本化に積極的な意見の中でも、その前提は必ずしも同じものではなく、一本化した後の手続の具体的内容をどのように捉えているかは論者によって異なるものであった。

具体的には、大きく分けて、現行法上の三種類の争点整理手続の要素は基本的に存置した上で、その手続を一本化するという考え方と、現行法上の三種類の争点整理手続のうち、一部の手続を廃止した上で、弁論準備手続を中心とした手続として構成し直すという考え方があったように思われる。また、このような議論の状況を踏まえ、具体的な規律の内容が示された上で、それをたたき台として議論をすることが必要であると指摘する意見も出されたところである。

そこで、本文では、争点整理手続の一本化について、①現行法上の三種類の争点整理手続の要素を存置することを前提とし、これを一種類の手続に統合することを内容とする案（甲案）と②準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止し、弁論準備手続のみを存置する案（乙案）とを提示している。本部会資料では、これらの案について、③現行法の規律を維持する案（丙案）と併せて検討を加えようとするものである（なお、甲案及び乙案の中間的な案として、準備的口頭弁論及び書面による準備手続のいずれか一方を廃止し、残った一つの手続と弁論準備手続を統合して一種類の争点整理手続とする考え方もあり得ると思われるが、議論を整理する観点から、ここでは、ひとまず上記の三つの案に絞って検討を加えている。）。

2 各案の概要

(1) 甲案は、現行法上の三種類の争点整理手続（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続）を一種類の争点整理手続に統合した場合における統合後の手続を「新たな争点整理手続」と仮称し、その内容を整理するものである。

まず、現行法下において実施されている争点整理手続は、その多くが弁論準備手続により実施されていることから、新たな争点整理手続の内容を検討するに当たっては、現行法上の弁論準備手続を主軸としている。具体的には、裁判所は、争点等の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いた上で、事件を新たな争点整理手続に付することができる（本文1）。新たな争点整理手続は、裁判所がこれを公開とするか、非公開とするかを決定することができることとし（本文2(2)）、同期日においては、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書の証拠調べをすることができるほか、口頭弁論に関する規律の一部が準用されることとしている（本文4）。この期日における手続は、電話会議等によりすることができ（本文3）、また、受命裁判官に行わせることもできる（本文5）。新たな争点整理手続を終結する際には、裁判所は、当事者との間で証明すべき事実を確認し（本文6）、当事者は、手続の終結後の口頭弁論の期日において、手続の結果を陳述しなければならない（本文9）。これらの手続の基本的内容は、現行法における弁論準備手続の規律と同じである（一方で、第3回会議において、調査嘱託の結果を口頭弁論の期日ではなく争点整理手続の期日において

頭出することを認めるべきであるとの意見もあったように、現行法における弁論準備手続の規律を前提としつつ、争点整理手続の一本化に当たり、所要の見直しを行うことも考えられる。もっとも、今回の会議では、大きな方向性としての一本化の当否について議論することを予定するものであり、一本化後の規律の個別的な内容に立ち入って議論することは想定していないことから、本部会資料においては、ひとまず現行法における弁論準備手続の規律をそのまま基礎とすることとしている。)

新たな争点整理手続は、上記に加えて、その手続の中で、現行法上、準備的口頭弁論及び書面による準備手続として行われている手続の内容を基本的に行うことができることとしている(ただし、準備的口頭弁論は、口頭弁論の一種であるから、争点整理のための証人の尋問等ができるが、新たな争点整理手続においては、これはすることができない。)点にその特徴がある。

具体的には、準備的口頭弁論は、公開の法廷において争点等の整理を行うことができる点にその特徴があり、特に社会的耳目を集める事件について活用されることが想定されている。そこで、裁判所は、新たな争点整理手続を公開して行うこともできるものとしている(本文2(2))。また、書面による準備手続は、期日を開かずに、準備書面の提出によって迅速に争点等の整理を行うことを目的とし、これを補完するものとして、期日外における電話会議等による協議(法第176条第3項)が定められているが、新たな争点整理手続では、期日を開くことを裁量的なものとするにより、期日を開かずに、書面の提出により争点等の整理を行う余地を認めるとともに(本文2(1))、必要があると認めるときは、新たな争点整理手続の期日外において協議をすることができるものとしている(本文2(3))。なお、この協議は、新たな争点整理手続の期日と並行して、又はその準備段階として行うことも可能であり、書面の提出による争点整理を補完するという目的のみならず、訴訟の序盤においてその後のスケジュール等を確認することや、いわゆるノンコミットメント・ルール(多義的な概念ではあるものの、ここでは、手続において後日撤回される可能性を留保した暫定的な発言を認め、これについて裁判上の自白は成立せず、相手方当事者もその発言を自己の有利に援用することができないものとする)をその要素として含むものとする。)の下で意見交換を行うことを目的とした手続として活用されることも想定される。

- (2) これに対し、乙案は、準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止し、弁論準備手続のみを存置することとしている。なお、準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止することに伴い、現行法における弁論準備手続の規律について所要の見直しを行うことも考えられるものの、甲案におけるのと同様に、議論を整理する観点から、本部会資料においては、弁論準備手続の規律について特段の変更を加えないことをひとまずの前提としている。

(3) 丙案は、現行法の規律を維持する案である。

3 各案の検討

(1) 甲案の規律を前提とすると、裁判所は、新たな争点整理手続を公開して行うか、法廷以外の場所における原則非公開の手続として行うか、又は期日を開かずに書面の提出を中心として行うかについて、当事者の意見を聴いて、その裁量により決定することができることとなる。現行法上、準備的口頭弁論に付した事件について、非公開の手続で争点等の整理をする必要が生じた場合には、準備的口頭弁論に付する裁判を取り消した上で、新たに弁論準備手続に付する裁判をする必要がある。また、現行法上、弁論準備手続に付した事件について、公開の法廷において争点等の整理をする必要が生じた場合には、弁論準備手続に付する裁判を取り消し、新たに準備的口頭弁論に付する裁判をすることとなる。新たな争点整理手続の下では、そのような必要はなく、裁判所が公開して行うか、法廷以外の場所で非公開の手続で行うかを期日ごとに自由に選択することができることとなる。現行法上の三種類の争点整理手続の要素を維持しつつも、これを一つの手続の一内容として構成することにより、柔軟な手続選択を実現することができる点が新たな争点整理手続を設けるメリットであるといえる。また、訴訟の利用者たる国民にとっても、争点整理の入口において、三種類の争点整理手続のいずれかを選択するかという必要がなくなるから、手続の分かりやすさという観点からも新たな争点整理手続を創設することにはメリットがあると考えられる。

他方で、平成8年に成立した現行法が争点整理手続として三種類の手続を設けることとしたのは、民事訴訟の対象となる事件は多種多様であるため、そのいずれについても適正な争点整理を実現するためには、内容の異なる数種類の争点整理手続を設け、これを類型化して、事件の内容・性質に応じて適切に手続を選択することができるようにすることが必要と考えられたためであるとされる。このような現行法の規律の下では、このうちいずれの手続を選択するかによって、手続の内容は自動的に定まることとなる。これに対し、争点整理手続を一本化し、新たな争点整理手続を設けた場合には、新たな争点整理手続に付された事件について、当該事件が期日において行われるかどうかや、法廷で行われるか法廷以外の場所で行われるかは、新たな争点整理手続に付する裁判がされたのみでは直ちには定まらず、別途の裁判所の判断を待って定まることとなり、しかも期日ごとに変更し得ることとなるが、このような規律とすることが、民事裁判手続における一定の様式性を失わせることにならないかは、問題となり得るものとも思われる。

また、争点整理手続の一本化について検討するに当たっては、訴訟の利用者たる国民にとっての分かりやすさを考慮する必要があると思われるが、上記のような規

律が、訴訟の利用者の予見可能性を低下させ、かえって分かりやすさを損なうことにならないかについては、慎重な検討が必要であるようにも思われる。

- (2) 一方で、乙案をとる場合には、争点等の整理のために行うことのできる手続は弁論準備手続のみとなるため、現行法下において、準備的口頭弁論又は書面による準備手続として行うことが可能であった手続は、これを行うことができなくなる。乙案の当否について検討するに当たっては、現在の三種類の争点整理手続を設けた現行法の上記の趣旨も踏まえつつ検討する必要があると思われる。

準備的口頭弁論は、社会の注目を集める事件や、当事者や関係人が多数いる事件など、公開の法廷において争点等の整理をすることが適切であると考えられる事件について活用されることが想定されて設けられた手続であるが、第3回会議においては、実務上利用されている例は少なく、公開の法廷において争点等の整理をする必要がある場合には、通常的口頭弁論の期日においてこれを行うことが多いことから、これをあえて維持する必要は乏しいとの意見が出された。もっとも、現在においても公開の法廷で争点等の整理を行う事案は存在するところであり、また、準備的口頭弁論により争点等の整理を行った場合には、通常的口頭弁論の期日において争点等の整理を行った場合とは異なる特別の規律が設けられていることからすれば、準備的口頭弁論の手続をあえて廃止することについて慎重に検討すべきとの意見も出されたところである。

また、書面による準備手続は、当事者が遠隔の地に居住している場合など、当事者が裁判所に出頭することに障害がある事件について、当事者の負担を軽減するとともに、早期に争点等を整理することを可能とするための手続として設けられたものである。弁論準備手続について現行法の規律を改め、当事者双方が裁判所に出頭することなく手続に関与することができることとした場合には、当事者双方の出頭を要しないという書面による準備手続の特徴は、固有のものではなくなり、書面による準備手続の存在意義の一部が失われることは否定することができないように思われる。その一方で、書面による準備手続は、期日を開かずに準備書面の交換等により争点等の整理を行うことを目的とした手続である点で、期日における意見交換を中核として争点等の整理を進めていく弁論準備手続とは手続の趣旨・内容が異なるものである。そこで、書面による準備手続を廃止することの当否を検討するに当たっては、期日を開かずに、準備書面の交換等により簡易迅速に争点等の整理を行うことに適した事案を今後想定しなくてよいかどうかという観点からの検討が必要となるものと思われる。

- (3) 以上を踏まえ、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を見直し、争点整理手続を一本化することの当否やその具体的な規律について、どのように考えるか。

第2 新たな訴訟手続

民事裁判のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として、次のような新たな訴訟手続の規律を設けることについて、どのように考えるか。

【甲案】

- 1 地方裁判所においては、事件管理システムの利用の登録をした者は、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、第1回の口頭弁論の期日（第1回の口頭弁論の期日の前に弁論準備手続に付した場合にあっては、第1回の弁論準備手続の期日。以下本項において同じ。）までにしなければならない。
- 3 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
- 4 証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限りすることができる。
- 5(1) 被告は、第1回の口頭弁論の期日の終了に至るまで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
- (2) 訴訟は、上記(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。
- 6 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。同決定に対しては、不服を申し立てることができない。
 - (1) 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
 - (2) 被告が第1回の口頭弁論の期日までに事件管理システムの利用の登録をしていないとき。
 - (3) 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
- 7(1) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。
- (2) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- (3) 法第358条から第360条までの規定は、上記(2)の異議について準用する。
- (4) 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

【乙案】

- 1 地方裁判所においては、事件管理システムの利用の登録をした者は、共同の申立てにより、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 1の共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日までにしなければならない。
- 3 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
- 4(1) 裁判所は、1の共同の申立てがあったときは、電子答弁書の提出後速やかに当事者双方と審理の計画について協議をするための日時を指定し、その協議の結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。
 - (2) (1)の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - ア 争点及び証拠の整理を行う期間
 - イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期
 - ウ 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
 - (3) (1)の審理の計画においては、(2)アからウまでに掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。
 - (4) 裁判所は、(1)の審理の計画において、(2)アからウまでに掲げる事項について、特別の事情がない限り、次のとおり定めるものとする。
 - ア 争点及び証拠の整理を行う期間 第1回の口頭弁論の期日から5月以内の期間
 - イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期 争点及び証拠の整理の期間が終了した日から1月以内の時期
 - ウ 口頭弁論の終結の予定時期 最後に証人又は当事者本人の尋問を行った日
 - エ 判決の言渡しの予定時期 口頭弁論の終結の日から1月以内の時期
 - (5) 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて(1)の審理の計画を変更することができる。
- 5(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。同決定に対しては、不服を申し立てることができない。
 - ア 当事者のいずれかから通常の手続に移行させる旨の申述がされたとき。
 - イ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
- (2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

(注1) 新たな訴訟手続の対象から次の事件を除外することについて、どのように考えるか。

ア 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）の間の民事上の紛争

イ 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）

(注2) 新たな訴訟手続による進行は、双方に訴訟代理人が選任されている場合に限ることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 第3回会議における議論の概要

部会資料5においては、ITツールの特性を十分に活用することを前提として、一定の事件において当事者が望む場合には、終局までの期間や期日の回数を制限する訴訟手続の特則（IT時代の新たな審理モデル）を法定することにより、充実した計画的な争点等の整理や、争点中心の集中審理による公正かつ適正な裁判手続を確保しつつ、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることについて検討することを提案した。第3回会議においては、裁判が迅速に進行すること自体について反対する意見はなく、企業間での紛争においては、複数事業年度にわたって継続する裁判手続の負担は大きいと、一定の短い期間で裁判所の公的な判断が出ることが予測することができることについてのニーズがあるとの意見や当事者の合意を基礎に迅速な審理をする選択肢を設けることに賛成するとの意見があった。他方で、終局までの期間を定めた手続では、事前に準備をすることができる原告が有利であり、証拠の偏在や資金力の差から事前に準備をすることができない消費者や労働者などが被告となった場合には十分な訴訟活動をするできないとの懸念や主張や証拠を制限して期間ありきの裁判をすることによって裁判をするのに熟していないのに判決がされることに対する懸念があるとの意見があった。

以上を踏まえ、新たな訴訟手続の規律の導入の可否については引き続き検討することとされた。

そこで、本文は、新たな訴訟手続の規律を導入することとする場合に考えられ得る規律の在り方の概要を大きく二つの方向に分けて示しつつ、このような新たな訴訟手続の規律を導入しないことと併せて、三つの考え方を提案するものである。

上記のとおり、当事者間で紛争を判決で解決するために適当と考える終局までの期間、主張の時期、立証の方法等について合意をすることによって、当事者において必要

でないと考える主張立証活動に労力や時間を費やすことなく、紛争解決に対する労力や時間を最適化することについて一定のニーズがあるといえる。そこで、甲案と乙案は、このようなニーズを充足することを目的として新たな訴訟手続を設けることを提案するものである。

このうち、甲案は、手続全体を一つの特則として法定することを指向するものの概要を一つのモデルとして示すものである。甲案は、原告が第1回の口頭弁論の期日までに新たな訴訟手続によることを申述することによって新たな訴訟手続が開始されること、審理期間を6か月とすることを法定すること、これを制度的に担保するため、証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができること、このような証拠の制限が法定されていることに鑑み、不服申立ての方法は、異議によることとして、証拠の制限等が解除された同一の審級において更に審理が続行されることなどその特色とするものである。

これに対し、乙案は、紛争の実態を最も把握する当事者のイニシアティブにより訴訟の進行を決定していくことを指向するものの概要を一つのモデルとして示すものである。乙案は、当事者双方の共同の申立てによって新たな訴訟手続が開始されること、審理の計画を定めることを義務付けつつ、審理の計画において定めるべき事項やその内容を詳細に法定することによって、新たな訴訟手続の一つの標準的な審理モデルを示しながら、紛争の実態に応じた審理を可能とすることなどをその特色とするものである。

なお、甲案においても、例えば、当事者双方の共同の申立てによって新たな訴訟手続が開始されるとすることも否定されない。また、適正かつ迅速な審理を実現するためには、甲案を採る場合であっても、現実には当事者間において審理の計画が定められることが必要となると見込まれるところでもある。このように、甲案と乙案とは、必ずしも相互に排他的な関係にあるものではない。これらは、飽くまで新たな訴訟手続の制度を設ける場合の規律の在り方に関する大きな方向を議論するためのものとして、一つのモデルを提示するものである。

これに対し、上記のとおり、新たな訴訟手続には、多様な懸念が示されている。そこで、丙案は、このような懸念を踏まえ、新たな訴訟手続に係る規律を設けないことを提案するものである。

2 対象事件

(注1)は、新たな訴訟手続の対象となる事件について、一定の類型のものを除外すべきかどうかを問うものである。

第3回会議では、新たな訴訟手続の対象となる事件について、一定の訴額を基準とすることが考えられるとの意見もあったが、当事者の合意を基礎とする立場からは対

象となる事件を類型化することは困難であるとの意見が多く出された。そこで、新たな訴訟手続については、一定の類型の事件に対象を限定することはせず、地方裁判所に係属する可能性のある事件の全てを対象とすることも考えられるところである。

もっとも、第3回会議では、消費者や労働者が準備をすることなく新たな訴訟手続に巻き込まれ、十分な訴訟活動をすることなく終局判決に至ることに対する懸念が示され、消費者や労働者に関する事件を除外する意見も出された。

そこで、例えば、新たな訴訟手続の対象となる事件から消費者と事業者の間の民事上の紛争や個別労働関係紛争を除外することが考えられるが、どのように考えるか。

3 手続

(1) 手続の開始

上記のとおり、新たな訴訟手続は、当事者による手続選択についての合意を基礎とするものである。もっとも、その合意の在り方については、原告に第一次的な手続選択を認め、被告が通常訴訟手続への移行を申し立てないとの消極的な同意による方法と、原告と被告とが明示的に合意する方法とが考えられる。甲案は、手形・小切手訴訟等現行法上の訴訟手続の特則と平仄を合わせ、原告に第一次的な手続選択を認めるものであり、乙案は、当事者双方の共同の申立てによって新たな訴訟手続が開始されるとするものである。

なお、甲案において、被告側から新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができるようにする規律も考えられる。

(2) 反訴、弁論の併合

第3回会議では、反訴や弁論併合を制限することによって争点を拡散させないメリットがある一方で、関連事件を一括して処理することができる利点を失うとのデメリットがあるとの意見が出された。また、新たな訴訟手続では、手形・小切手訴訟や少額訴訟のように1回の口頭弁論の期日で終結するものではなく、6か月の審理期間があることや対象事件を限定しないことからすると、反訴や弁論併合を制限しないこととすることが考えられるが、どうか。

(3) 審理期間

上記のとおり、新たな訴訟手続を設ける目的が終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることにあることからすると、第1回の口頭弁論の期日から審理終結までを一定の期間と定めること（なお、争点整理手続に付する裁判の日からとすること等も考えられる。）が必要となると思われる。

そこで、甲案と乙案のいずれにおいても、審理期間を例えば6か月とすることが考えられるが、どうか。

(4) 審理の計画等

ア 仮に新たな訴訟手続において一定の審理期間を定める場合には、双方当事人及び裁判所の間で、早期に審理の計画を定めなければ、その期間内で充実した審理をした上で終局させることは困難であると考えられる。そして、このことは、甲案と乙案のいずれであっても同様に当てはまる場所であるが、特に、双方当事人の明示的な合意に基づく乙案においては、訴訟係属後早期に審理の計画を定めるための環境が整っているように考えられる。乙案は、このような観点から、審理の計画をその中核として構成するものである。以下においては、主として乙案における審理の計画の在り方を念頭に置きつつ、その検討を進めることとする。

まず、新たな訴訟手続においては、上記のとおり、早期の審理の計画の策定が必要となる。そこで、裁判所は、答弁書の提出後速やかに当事者双方と審理の計画について協議をするための日時を指定し、審理の計画を定めることを義務付けることが考えられる。

また、審理の計画の全てについて、一から協議して定めることは、協議にかかるコストが高いものとなるが、審理の期間が定められている場合には、あらかじめ標準的な審理の計画を定めておくことにより、協議にかかるコストを削減することが可能となる。そこで、標準的な審理の計画を法定した上で、当事者が紛争の実態に応じて、適宜これを修正して審理の計画を策定することとすることが考えられる。

イ 以上は、審理の計画を定めるに当たっての検討事項であるが、このように定められた審理の計画を更に実効性あるものとするための方策として、次のようなものが考えられる。

まず、一定の審理期間内に計画的に審理を行うためには、双方当事人及び裁判所において早期に争点について共通認識を持つことが不可欠である。そこで、訴状及び答弁書において、例えば、予想される争点、証拠及び交渉経緯の概要を必要的記載事項とすることが考えられる。

そして、主張及び証拠の整理を迅速に進めるためには、双方当事人及び裁判所が争点について口頭議論を活発に行い、早期に紛争の実態や法的な整理に関する共通の認識を深めることが不可欠である。そこで、弁論準備手続の期日等の他に争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる期日（口頭審理のための期日）を新設し、これらを使い分けて、柔軟に手続を進行させることが考えられる。近時重要性が指摘されているいわゆるノンコミットメント・ルールを制度的に保障する観点から、口頭審理のための期日においては、裁判上の自白の成立を制限することなども視野に入れて検討する必要がある。

また、法第156条は、「攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な

時期に提出しなければならない。」として、適時提出主義を規定している。これに対し、実効性のある審理の計画を策定する観点からは、当事者双方の攻撃防御の全容が早期に判明していることが望ましい。そこで、新たな訴訟手続においては、攻撃防御方法を早期に提出しなければならないとして、攻撃防御方法の早期提出を義務付けることも考えられる。

なお、新たな訴訟手続においては、定められた審理の計画に従って審理が進められるべきであるものの、双方当事者や訴訟代理人において当初予測することができなかった事情が生ずることは否定することができない。そこで、裁判所が事情を考慮して必要と認めるときは、審理の計画の変更をすることができることも考えられる（さらに、審理の計画の変更の際には、6か月以内に審理を終結しなければならないとの規律を変更することができることとすることが考えられる。）。

ウ また、審理の計画を定める旨の規律を設けた場合には、法第156条の2及び第157条の2と同じ規律を設けることとなると考えられる。

エ 以上を踏まえ、審理の計画を定めること等について、どのように考えるか。

(5) 主張及び証拠の制限

「民事裁判手続等IT化研究会」の報告書においては、当事者が提出することができる主張書面の通数を法定することが提案されていた。

各当事者が事案の内容等に応じて主張をする時期、主張をする機会の数を定めることによって適切な時期に主張が尽くされるようにすることには合理性があると考えられ、第3回会議では、主張書面を提出する機会（通数）を合意することによって、当事者による積極的な主張立証活動を期待することができるとの意見も出されたが、他方で、主張書面の通数制限には合理性がない、主張及び証拠の制限は当事者の不利益となることがあるなど消極の意見も出されたところである。

そこで、甲案では、主張書面の通数を法定することはしないものとしつつ、6か月以内に審理を終えることを制度的に担保する観点から、証拠については、即時に取り調べることができる証拠に制限することが考えられる。

これに対し、当事者双方の積極的合意に基礎を置く乙案においては、主張をする時期、主張をする機会等の主張や証拠の提出の在り方については、各当事者が事案の内容等に応じて審理の計画において適切に定め得るものとして、主張及び証拠を機械的に制限する規律を設けないこととすることが考えられる。

以上を踏まえて主張及び証拠の制限について、どのように考えるか。

(6) 通常訴訟手続への移行

第3回会議では、訴訟外の交渉がされてない事案では新たな訴訟手続を選択することができるか不安であり、仮に新たな訴訟手続を選択すると終局判決に至るまで

当事者の意向のみで通常訴訟手続に移行させることができないのであれば、訴訟代理人の立場からは新たな訴訟手続を選択することはないとの意見も出された。

もつとも、各当事者がいつでも通常訴訟手続に移行することができることは、手続の安定性を欠くとも考えられる。そこで、甲案においては、通常訴訟手続に移行することができることも可能としつつ、これが許される場合を限定することが考えられる。

これに対し、乙案においては、当事者双方の積極的合意に基礎を置くため、通常訴訟手続に移行するニーズは、審理の計画の見直しによっても図ることができると考えられる。そこで、乙案においては、審理の計画の見直しの規律を設けた上で通常訴訟手続への移行の規律を設けないことも考えられるが、審理の計画の見直しによって審理終結までの期間である6か月を見直すことができないとの規律とする場合には通常訴訟手続への移行の規律を設けることの検討も必要となると思われる。

以上を踏まえて通常訴訟手続への移行について、どのように考えるか。

(7) 不服申立て

第3回会議では、主張及び証拠の制限をしないのであれば、終局判決に対し、異議申立てによるのではなく、控訴をすることができるということが考えられるとの意見が出された。

甲案において証拠の制限をする場合には、第一審において、当事者が制限された証拠を提出して、更に立証を尽くす機会を確保する必要がある。そこで、新たな訴訟手続での終局判決に対する不服申立ては、異議によることとし、同一審級での審理を保障することが考えられる（なお、異議申立てがされたときは口頭弁論終結前の程度に復し、異議後の判決に対しては控訴をすることができるということが考えられる。）。

これに対し、主張及び証拠の制限をしない乙案では、特段の規定を設けず、一般則に従って、控訴をすることができると思えば足りるようにも思われる。

以上を踏まえて不服申立てについて、どのように考えるか。

(8) その他

ア 新たな訴訟手続においては、ITツールを十分に活用して短期間に活発な議論をすることや審理の計画を定めることが考えられることから、法律専門家である訴訟代理人の関与が必要不可欠であるとも考えられる。他方で、訴訟代理人を選任していない者についても新たな訴訟手続を選択したいと考える者も想定し得る。

そこで、(注2)は、新たな訴訟手続の追行は、双方に訴訟代理人が選任されている場合に限ることについて、問うものである。

以上を踏まえ、(注2)についてどのように考えるか。

イ 簡易裁判所には、少額訴訟手続があることから新たな訴訟手続の対象とする必

要がないとも考えられるが、他方で、少額訴訟の対象となる訴額を超える請求については新たな訴訟手続の対象とすることも考えられる。

そこで、新たな訴訟手続の対象を地方裁判所における手続に限定するか、簡易裁判所における手続も対象とするかについて、どのように考えるか。

第3 和解に代わる決定

簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続に、次のような和解に代わる決定の規律を導入することについて、どのように考えるか。

- 1 和解を試みた裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、和解が調わない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下「和解に代わる決定」という。）をすることができる。
- 2 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。
- 3 上記2の期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。
- 4 受訴裁判所は、上記2の異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。
- 5 上記2の期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（注1）新たな和解に代わる決定の手続要件として、当事者に異議がない場合に限るという消極的同意を必要とすることや、消極的同意ではなく当事者の積極的な同意を必要とすることについて、どのように考えるか。

（注2）新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、どのように考えるか。

（注3）新たな和解に代わる決定の規律を導入することとした場合においても、裁定和解の制度を維持することとしては、どうか。

（説明）

1 新たな和解に代わる決定

（1）第4回会議における議論の概要

部会資料6においては、実務の運用として和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りがみられたが、和解の合意が成立するまでには至らない場面や当事者間の意見の相違はわずかであるにもかかわらず、それまでの経緯等に照らし、そもそも相手方との関係では自ら積極的に和解をしたくはないが、受訴裁判所が一定の結論（場

合によってはその結論に至った理由を含む。)を示すのであれば、それに従ってもよいと考える場面などにおいて、自庁調停にその事件を付した上で、民事調停法第17条の調停に代わる決定(以下「17条決定」という。)をする紛争解決方法を紹介した。その上で、新たに和解に代わる決定の規律を設けることについて、第4回会議においては、消費者の立場からは新たな和解に代わる決定の手続によって当事者が諦めてしまうこともあり得ることもあるため慎重に検討する必要がある、対象事件や和解内容についても細やかに検討する必要があるとの意見や、上記の紛争解決方法と異なる要件の設定が必要であるとの意見、当事者の積極的な同意を必要とするべきであるとの意見などが出された。他方で、和解に代わる決定の規律は、企業内部の意思決定に当たって有用な方法であるとの意見など肯定的な意見もあった。

以上を踏まえ、第4回会議においては、和解に代わる決定の規律の導入の可否については引き続き検討することとされたが、その検討に当たっては、現在の実務運用を基礎とした要件を設定する必要があると考えられる。

そこで、以下においては、要件の在り方について検討する。

(2) 要件の在り方

ア 新たな和解に代わる決定の規律は、現在の付調停及び17条決定という一種の便法ともいうべき実務運用と同様の機能を規律しようとするものである。

上記のとおり、現在の実務運用では、17条決定は、和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りがみられたが、和解の合意が成立するまでには至らない場面や当事者間の意見の相違はわずかであるにもかかわらず、それまでの経緯等に照らし、そもそも相手方との関係では自ら積極的に和解をしたくはないが、受訴裁判所が一定の結論を示すのであれば、それに従ってもよいと考える場面などに広く用いられているとの指摘がある。

そこで、新たな和解に代わる決定の規律においても、受訴裁判所等による和解の勧誘がされたが、当事者間に和解が調わない場合を要件として設けることを提案している。

イ また、本文では、民事調停法第17条や家事事件手続法第284条第1項の文言を参考とし、受訴裁判所等が相当と認めるときは、「当事者双方のために衡平」や「一切の事情」を考慮して、「事件の解決のために必要な和解条項を定める決定」をすることができるとしている。このうち、「当事者双方のために衡平」については、これらの法律において、「条理」という趣旨や、それまでの経過から、当事者が想定することができないような内容の判断を禁ずる趣旨であると解されている。そこで、新たな和解に代わる決定の規律においても、受訴裁判所等の判断を拘束する基準を設ける観点から、「当事者双方のために衡平」という要件を設けること

を提案するものである。

なお、17条決定を規定する民事調停法第17条は、「当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で」と規定しているが、本文では、同様の規律を設けることはしていない。その理由は、以下のとおりである。

すなわち、同条の上記文言については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的には、当事者双方の予想を超えるような内容の決定は許されないという趣旨であると考えられているようである。また、同様の文言は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）による廃止前の家事審判法第24条第1項にも存在したが、家事事件手続法の制定に当たり、その意味が必ずしも明らかではないことや、当事者のいずれもが求めている事項について調停に代わる審判の対象とすることができないことは、調停の性質からも、「当事者双方のために衡平」の考慮からも許容されないと考えられたことから、この文言は削除されている（同法第284条第1項）。そして、このような民事調停法第17条の解釈や家事事件手続法第284条第1項の規定振りの経緯に鑑みると、あえて「当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で」と類するものを要件とせずとも、「当事者双方のために衡平」の要件をもって、両当事者にとって予想外の決定をすることは当然に禁じられるものと考えられるところである。また、裁定和解に係る法第265条においては和解条項の対象についての規定は設けられていないが、裁定和解においても、当事者双方の意向を十分把握し、これをできるだけ尊重して、両当事者の想定している範囲内で、当事者に不意打ちとならないよう和解条項を定める必要があると解されている。この点からも、和解協議の過程で当事者双方の意向を十分把握して当事者に不意打ちとならないよう決定の内容を定める必要があるとの規律は、「当事者双方のために衡平」の要件をもって新たな和解に代わる決定にも及ぶものといえる。

ウ また、新たな和解に代わる決定の規律を設けるに当たっては、手続上の要件をどのようなものとすべきかという点の検討も必要となる。そこで、（注1）は、手続上の要件について問うものである。

この点について、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる（民事調停法第20条第1項本文）ものの、訴訟においては、原告及び被告のいずれも判決による紛争解決を求める利益を有していることを踏まえ、例えば、当事者に異議がない場合に限ることとすることが考えられる。これに対し、第4回会議においては、上記のとおり、当事者の積極的な同意を必要とすべきであるとの意見もあったが（なお、民事調停法第20条第1項ただし書との平仄を合わせることも考えられる。）、積極的な同意の

在り方によっては、共同の申立てにより裁判所が和解条項を定めることができるとの裁定和解との相違が相対的に少なくなることから、両制度の関係を整理する必要が生ずるものとも考えられる。また、第4回会議においては、当事者の積極的な同意を必要とすると、実務上、17条決定が用いられる場面とはそごが生ずるのではないかと、当事者に異議がない場合に限ることとすれば、事前と事後で異議を述べる機会がある点において現在の付調停及び17条決定という運用よりも手続的に厚い保障があるといえ、積極的な同意までは不要なのではないかとの指摘もされたところである。

以上を踏まえ、手続上の要件について、どのように考えるか。

(3) 対象事件

ア 第4回会議においては、対象事件についても細やかに検討する必要があるとの意見があったが、裁定和解については対象事件が限定されていないこと、多様な民事事件の中から新たな和解に代わる決定にふさわしくない事件を適切に選別することは容易ではないとも考えられる。

そこで、新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、どのように考えるか。

イ また、新たな和解に代わる決定の制度を簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続にも導入することとした場合には、簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度（法第275条の2）を維持すべきかどうかについては、新たな和解に代わる決定の制度の規律を踏まえて検討することとなると考えられる。

2 裁定和解の制度

新たな和解に代わる決定の規律を設けることとした場合には、法第265条の裁判所等が定める和解条項の制度（裁定和解の制度）を廃止することも考えられるが、あえて現在ある紛争解決の手段を削減する必要までではないものとも思われる。

そこで、新たな和解に代わる決定の規律を設けることとした場合であっても、裁定和解の制度を維持することが考えられるが、どうか。